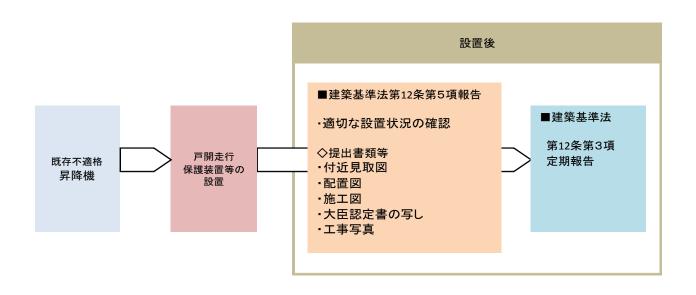
## 戸開走行保護装置等の設置に係る手続きについて

平成 24 年 4 月 27 日付け 国住指第 291 号の通知において、既設エレベーターに建築基準法施行 令第 129 条の 10 第 3 項第 1 号に規定する安全装置 (**戸開走行保護装置**) 及び同項第 2 号に規定する 安全装置 (**P 波感知型地震時管制運転装置**) (以下「戸開走行保護装置等」という。) を設置する場合 については、建築基準法上の建築確認・検査を不要とすることが明確化された。

このことを受けて、神奈川県内では、<u>戸開走行保護装置等を設置</u>する場合においては、建築基準法上の<u>建築確認・検査を不要</u>(他の改修工事と合わせて設置する場合は建築確認・検査を必要とする場合がある)とするものとし、適切な設置状況を確認するため、<u>設置後に建築基準法第12条第5項の</u>規定に基づき報告を求めるものとする。その手続きは以下のとおりとする。

ただし、この取扱いにあたって、事前相談の要・不要や提出書類等について、特定行政庁が独自の 取扱いをすることを妨げるものではない。



施行時期については、平成25年4月1日とする。